



持 続 化 給 付 金 を

誤って受給された方へ

持続化給付金は


事業を
実施している


昨年の売上と比べて
今年の売上が
減少している


売上減少の理由が
新型コロナウイルス
の影響による



といった受給要件を満たした方のみが対象です。

ご自身が受給要件を満たさないのに給付を受けた方は
速やかにご返還ください。

まずは以下のコールセンターにご相談ください。

 2020年8月31日以前に申請された方

0120-115-570

 2020年9月1日以降に申請された方

0120-279-292



参考(持続化給付金事務局HP)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/news/20200911.html>

※中小企業庁による不正受給の調査や警察の捜査が開始されている場合等、返還を受け付けられない場合があります。

